明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

（電気工作物の変更の届出）

第四十五条の四　［略］

2　法第二十七条の十三第八項において準用する同条第二項の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるもの（電気工作物の廃止の場合にあっては、第一号の書類に限る。）とする。

一～三　［略］

四　変更が変電所、発電所又は蓄電所に係る場合にあっては、その変電所、発電所又は蓄電所の主要設備の配置図

五　［略］

（発電事業の届出）

第四十五条の十九　［略］

2　法第二十七条の二十七第一項第五号の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　［略］

二　特定発電等用電気工作物ごとの接続最大電力、出力、容量（蓄電用の電気工作物に係るものに限る。）、燃料の種類（火力（地熱及び冷熱を除く。）を原動力として電気を発生するために施設する電気工作物に係るものに限る。）及び運転開始の予定年月日

三　［略］

四　専ら自己の消費の用に供する蓄電用の電気工作物であって、法第二十八条の三第一項の規定による接続に係るものを有する場合にあっては、当該電気工作物の設置の場所、周波数、出力及び容量

五　一般送配電事業者又は配電事業者にその一般送配電事業又は配電事業の用に供するための電気を発電し、又は放電し、当該電気を供給することを約している場合にあっては、その供給の相手方及びその内容

3　法第二十七条の二十七第二項の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一　［略］

二　一般送配電事業者又は配電事業者にその一般送配電事業又は配電事業の用に供するための電気を発電し、又は放電し、当該電気を供給することを約している場合にあっては、その供給の相手方との契約書の写し

三　［略］

4　法第二十七条の二十七第三項の経済産業省令で定める日は、次の各号に掲げる変更の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日とする。

一　発電事業の用に供する発電等用電気工作物の出力を十万キロワット以上減少する変更　九月前の日

二　［略］

5・6　［略］

（事業の休止及び廃止並びに法人の解散）

第四十五条の二十一　［略］

2　法第二十七条の二十九において準用する法第二十七条の二十五第一項の規定による届出は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日までに行うものとする。

一　発電事業の用に供する発電等用電気工作物の出力の合計が十万キロワット以上である場合　九月前の日

二　［略］

3　［略］

（特定自家用電気工作物）

第四十五条の二十七　法第二十八条の三第一項の経済産業省令で定める要件は、その出力が千キロワット以上である発電用又は蓄電用の自家用電気工作物（太陽電池発電設備及び風力発電設備を除く。以下「特定自家用電気工作物」という。）であることとする。

（電気工作物の変更の届出）

第四十五条の四　［略］

2　法第二十七条の十三第八項において準用する同条第二項の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるもの（電気工作物の廃止の場合にあっては、第一号の書類に限る。）とする。

一～三　［略］

四　変更が変電所又は発電所に係る場合にあっては、その変電所又は発電所の主要設備の配置図

五　［略］

（発電事業の届出）

第四十五条の十九　［略］

2　法第二十七条の二十七第一項第五号の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　［略］

二　特定発電用電気工作物ごとの接続最大電力、出力、燃料の種類（火力（地熱及び冷熱を除く。）を原動力として電気を発生するために施設する電気工作物に係るものに限る。）及び運転開始の予定年月日

三　［略］

［新設］

四　一般送配電事業者又は配電事業者にその一般送配電事業又は配電事業の用に供するための電気を発電し、当該電気を供給することを約している場合にあっては、その供給の相手方及びその内容

3　法第二十七条の二十七第二項の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一　［略］

二　一般送配電事業者又は配電事業者にその一般送配電事業又は配電事業の用に供するための電気を発電し、当該電気を供給することを約している場合にあっては、その供給の相手方との契約書の写し

三　［略］

4　法第二十七条の二十七第三項の経済産業省令で定める日は、次の各号に掲げる変更の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日とする。

一　発電事業の用に供する発電等用電気工作物の出力を十万キロワット以上減少する変更　九月前の日

二　［略］

5・6　［略］

（事業の休止及び廃止並びに法人の解散）

第四十五条の二十一　［略］

2　法第二十七条の二十九において準用する法第二十七条の二十五第一項の規定による届出は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日までに行うものとする。

一　発電事業の用に供する発電用の電気工作物の出力の合計が十万キロワット以上である場合　九月前の日

二　［略］

3　［略］

（特定自家用電気工作物）

第四十五条の二十七　法第二十八条の三第一項の経済産業省令で定める要件は、その出力が千キロワット以上である発電用の自家用電気工作物（太陽電池発電設備及び風力発電設備を除く。以下「特定自家用電気工作物」という。）であることとする。